

京情個審答申第3号
令和3年6月1日

京都府知事
西脇隆俊様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会長 山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和3年4月14日付け3障第629号で諮問のあった事案について、次のとおり
答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年9月24日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、福知山市教育委員会が、令和元年から情報公開請求日までに思春期スクリーニングとして実施したアンケート調査（以下「本件アンケート調査」という。）の一次カンファレンス名簿前の個別調査結果表の説明を促した文書（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和2年10月8日、実施機関は、本件請求に対して、請求対象文書を保有していないとして公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和2年10月19日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和3年4月14日、実施機関は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、福知山市教育委員会が実施した本件アンケート調査に関して、実施機関が一次カンファレンス名簿前の個別調査結果表の説明を同市教育委員会に促した文書の公開を求めた。
- 2 本件アンケート調査は、平成21年度に同市教育委員会が、文部科学省特別

支援教育総合推進事業におけるグランドモデル地域指定を受けて取りまとめた「思春期スクリーニング実施マニュアル」（以下、「実施マニュアル」という。）を参考にして行ったものであり、当該実施マニュアルの取りまとめに事務局として関わっていた実施機関が、アンケート調査のデータを保有しているにもかかわらず、審査請求人の求めに応じて説明を行わない福知山市教育委員会を指導することは当然であり、本件請求の対象となる文書が存在しない理由はない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件アンケート調査における実施機関と福知山市教育委員会の関係について

福知山市教育委員会は、平成21年度に文部科学省特別支援教育総合推進事業におけるグランドモデル地域指定を受け、特別支援福知山市連携協議会と3つの部会を設置し、平成23年度までの3年間、試行的にモデル校において生活満足度事業を実施した。実施機関は、上記3部会のうちの生活満足度部会に参加し、事務局を担った。

福知山市教育委員会は、平成24年度からは、対象校を拡大し、「思春期スクリーニング」として本件アンケート調査を実施している。

本件アンケート調査は、試行的に実施した生活満足度事業で取りまとめた実施マニュアルを参考にして、福知山市教育委員会が独自事業として実施したものであり、実施機関が何らかの関与をすることを具体的に定めた法令等の規定は存在しない。

2 請求対象文書を保有していないことについて

実施機関は、本件アンケート調査について、福知山市教育委員会を指導する権限及び根拠はなく、説明を促す文書を発出した事実もない。

これらのことから、実施機関は請求対象文書を作成しておらず、保有していない。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 審議会の判断理由

1 請求対象文書について

審査請求人が審査請求書において述べている主張によると、審査請求人が公開を求めている公文書は、本件アンケート調査に関し、請求者に対して説明を行うよう福知山市教育委員会に促す文書であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件アンケート調査が、実施機関が事務局として作成に関わった実施マニュアルを参考にして行った調査であるため、審査請求人の求めに応じて本件アンケート調査に関する説明を行わない福知山市教育委員会を指導することは当然であり、請求対象文書が存在しない理由はないと主張しているものと解される。

実施機関に確認したところ、本件アンケート調査は、福知山市教育委員会の独自事業として実施したものであり、実施機関が何らかの関与をすることを具体的に定めた法令等の規定は存在せず、説明を促す文書を発出した事実もないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、審査請求人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当である。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 4月14日	諮問書の受理
令和3年 4月23日	第1回審議会
令和3年 5月28日	第2回審議会
令和3年 6月 1日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長）	山 本 克 己
委員	野 崎 治 子
委員	原 田 大 樹
委員	宮 本 恵 伸
委員	山 舗 恵 子